



～高裁判決抗議集会を開催～

公共事業の前に司法は無力か？ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ

去る6月1日、上記集会が豊島区生活産業プラザで開催された。当日のプログラムは三部構成。まず一部はハッ場ダム住民訴訟弁護団による「間違いだらけの高裁判決—一事案の異なる判例を引き、事実評価は手抜き」と題して、詳細な解説が行われた。

高橋弁護団長は、判決には勘違い（一日校長事件の最高裁判決の適用）、当方が主張した事実（洪水山に登るがごとき氾濫図ねつ造等）についてはほとんど答えない、という重大な欠陥があり、「重大かつ外形上一見して看取できるような明白な違法ないし瑕疵がある場合にのみ支出は違法」を基準とすれば、過半の住民訴訟は成立しなくなる、と批判した。

大川副弁護団長は、国土交通大臣と6都県の上命下服と同視しているのは「明治憲法下の河川行政が形成した法意識が反映している」と分析し、憲法92条（地方自治の本旨）に反すると厳しく指摘した。

西島弁護士は東京の利水上の争点を展開した上で、「将来世代のために、住民訴訟という自治のツールを使って闘う裁判」で、大竹裁判長の「上を見すぎた」判断を「悪しき前例」としていかななくてはならないと訴えた。

第二部は、西川伸一先生の「司法行政からみた裁判官—裁判官だって出世したい」と題する講演。裁判はできて当たり前、その上司法行政もこなすことこそ「できる裁判官」という、戦前から受け継いだ逆立ちした価値観が官僚裁判官を生んでいるという。一般市民にはベールにつつまれた裁判官の世界の内実とその仕組みの弊害が明らかにされた。

第三部は「ハッ場ダム事業でゆがめられる利根川の河川整備計画」と題して嶋津輝之さんが報告。関東地方整備局が、ハッ場ダム本体関連工事に着手するために利根川の河川整備計画の策定を急いだと批判した上で、4600億円という建設事業費、2015年度末完成という約束の下に基本計画変更同意してきた関係都県が、更なる事業費増額、工期延長の計画変更に対してどう対応するのか注目されると述べた。ハッ場ダム事業が進められたとしても今後混迷の度は深まる様相を呈している。

終わりに参加者一同によって「東京高裁の不当判決に抗議し、最高裁の公正な審理を求めます」との声明文を採択して閉会した。高裁判決の問題点には、最高裁の憲法判断が下されなければならない。現在、弁護団は最高裁への上告理由書等を鋭意、執筆中です。（田中清子）



▲西川伸一先生

参院選立候補予定者(東京選挙区)への「ハッ場ダム建設事業に関するアンケート」

ハッ場ダムをストップさせる東京の会は、6月22日付けで以下の立候補予定者にアンケートを送付し(山口氏のみ手違いで29日送付)、6月30日現在、○印の方から回答をいただきました。(敬称略、順不同)。

- | | |
|----------------|------------|
| ○丸子安子(みどりの風) | 山本太郎(無所属) |
| ○吉良よし子(共産党) | 丸川珠代(自民党) |
| ○大河原まさこ(民主党) | 武見敬三(自民党) |
| ○鈴木寛(民主党) | 山口なつお(公明党) |
| 桐島ローランド(みんなの党) | |

4人の方はいずれも「ハッ場ダムを建設するべきでない」「ダム中止後の法整備に早急に取り組む必要がある」と回答されました。回答の有無もふくめ、このアンケート結果をぜひ、参院選の参考にして下さい

設問

<1> ハッ場ダムを建設するべきだと思いますか？

- ア 建設するべき
- イ 建設するべきでない

<2> ハッ場ダム予定地は地質が脆弱です。2009年までの自公政権下では、地すべり対策費は6億円弱しかダム事業費に組み込まれていませんでしたが、その後、民主党政権下の2011年、国交省は追加の地すべり対策費を代替地の安全対策も含めて150億円と試算しました。しかし、地すべり対策の詳細な現地調査はまだ行われておらず、工法によっては対策費が増加し、対策費用は150億円では足りない指摘する専門家もいます。一方、関係都県知事は、ハッ場ダムの事業費増額には応じないと表明しています。

この地すべり対策費の問題について、ご見解をお聞かせ下さい。

- ア 現事業費に組み込まれている約6億円弱の対策費用で問題ない。
- イ 2011年に国交省が試算した約150億円の追加対策を実施する必要がある。
- ウ 150億円は試算であるので、今後、詳細な現地調査、湛水試験を行えば、安全を確保するためにさらに増額が必要になる可能性が高い。
- エ その他 ()

<3> 群馬県知事は、工期延長のための計画変更をすみやかに実施し、地元住民が生活設計を進められるよう、ダム完成までの工期を明らかにするよう国に求めています(2013年5月17日上毛新聞記事など)。一方、下流の東京都、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県は工期延長には応じないとしています。

ダムの工期についてのご見解をお聞かせ下さい。

- ア ハッ場ダムは現計画通り、2015年度に完成すべきである。
- イ ハッ場ダムの工期延長は必至であるので、ハッ場ダムの基本計画を変更すべき。
- ウ ハッ場ダムは事業の遅延が続いており、本体完成後の試験湛水中に地すべりの発生も起こりうることであるので、来年度に本体工事に着手したとしてもハッ場ダムの完成は2020年度よりさらに遅れる可能性が高い。
- エ その他 ()

<4> わが国では、ダム事業を中止した後、地元の生活再建、地域振興を図る法制度がありません。このため、地元住民はダム事業に依存せざるを得ず、ダム事業の見直しを困難にしています。民主党政権下の2012年、政府はダム事業中止後の地域振興特別措置法案を国会に提出しましたが、12月の政権交代によりこの法案は廃案になりました。その後、現政権では、ダム中止後の法整備についての動きがみられません。ダム中止後の地域振興等の法整備についてのご見解をお聞かせ下さい。

- ア. ダム中止後の法整備に早急に取り組む必要がある。
- イ. 現在進められているダム事業は中止する必要がないので、法整備は不要である。
- ウ. その他 { }

★ハッ場ダムについてのご意見があれば、お書きください。

	丸子安子	吉良よし子	大河原まさこ	鈴木寛
設問 1	イ	イ	イ	イ
設問 2	エ (ダム建設のための対策費は必要ないが治山治水の為の対策費は必要)	ウ(このような脆弱な場所に巨大ダムを作るべきではありません。建設を認めながら安全対策の予算増を拒否するという人命軽視は論外)	ウ	ウ
設問 3	エ (ダム建設事業は中止すべし)	ウ(もともと建設そのものをやめるべきですが、国や都県が一緒になって地元住民の要求を無視し情報を公開せず、工事を強引に進める姿勢は許せません)	ウ	ウ
設問 4	ア	ア	ア	ア
ご意見	ダム事業はもはや必要ではなく、地元住民の生活改善事業を計るべきだと存じます。みなさまの今までのご苦勞が報われることを祈ります。もし私が国会に入るとしたら、全力で新事業の提案をしていきたいと思っています。	★民主党は大型開発見直す公約を捨てて、八ッ場ダム建設等を復活させました。さらに自公政権は「アベノミクス」の名で大型公共事業への投資を加速しています。日本共産党は地元でも他都県でも国会でも、八ッ場ダムの建設を不要で危険で環境破壊であると一貫して反対し、地元住民のくらしと地域経済の再建に国が取り組むよう要求してきました。安倍政権の公共事業バラマキは、結局膨大な借金や利用者の負担増、環境破壊、地域経済のゆがみという“負の遺産”を拡大することになります。公共事業は、生活と地域経済の持続的発展に役立つ、住民に密着した事業を優先すべきです。	公共事業推進のからくりは、原発の安全神話と同根の政官業学報の癒着の五角形構造でした。八ッ場ダム問題はまだ終わっていません。公共事業の見直しルール、中止後の生活再建支援法をつくる必要があります。	



多摩川水系河川整備計画策定と流域住民

1. 河川整備計画とは

河川整備計画策定を河川管理者に義務付けたのは 1997 年の河川法改正でした。その背景は、「流域住民をはじめとした流域関係者の声を十分に反映させることなしでは、まともな河川整備はできない」という国交省の反省でした。国交省の反省はもう一つ、河川環境を重視してこなかったことでした。これら二つの反省を踏まえて、それまでの河川法第十六条「工事实施基本計画」を長期的な目標としての「河川整備基本方針」（第十六条）と、達成期間を 20 から 30 年とした上での具体的整備事業を盛り込んだ「河川整備計画」（第十六条の 2）に分離しました。

河川法改正と同時に、河川整備基本方針と河川整備計画の策定に取りかかるのが河川管理者の義務でした。しかしながらダム建設事業が予定されている河川では策定作業は遅々として進みませんでした。「河川整備基本方針、河川整備計画が策定されるまでは、従来の工事实施基本計画を河川整備基本方針、河川整備計画とみなす」という附則があったので、策定しなくても「違法」のそしりを受けることは免れていたからです。

それまでのダム事業計画は「河川整備計画」策定に盛り込まれている手法とは全く異なる手法、つまり、20 から 30 年間で実現可能な整備目標を掲げることなく、流域住民等の声を全く聞くことなく、環境に留意することなく、策定されていました。「河川整備計画」策定は「従前計画抜本見直し」につながるもので、ダム事業が破綻することを危惧した河川管理者は、ただただ、従前のダム事業計画推進に邁進するのみでした。徳山ダム事業（2008 年完成、同年、木曾川水系河川整備計画策定）、川辺川ダム事業（中止に向けた事業中、球磨川水系河川整備計画未策定）、八ツ場ダム事業（2013 年、八ツ場ダム事業を盛り込んだ利根川・江戸川河川整備計画策定）はその典型です。

利根川・江戸川河川整備計画の策定は八ツ場ダム事業を盛り込むことだけを目的にしていたので、河川管理者である関東地方整備局は、公聴会やパブコメで寄せられた意見の大部分を占めていた異論・反論をすべて無視しました。河川整備計画の理念そのものが完璧に無視されたのです。このような手続で策定された同河川整備計画は、河川法第 16 条の 2 違反として、取消し訴訟・執行停止訴訟を提起して闘えるのでは、と私は思います。

2. 多摩川水系河川整備計画策定

利根川・江戸川河川整備計画を^つぐ^あげ^た関東地方整備局は多摩川と鶴見川も管轄しています。多摩川水系河川整備計画は 2001 年に、鶴見川水系河川整備計画は 2007 年に関東地方整備局によって策定されています。これら二つの河川整備計画は利根川・江戸川河川整備計画とは全く異なった手続で策定されました。河川法改正の理念を具現することが意識されていたのです。

私は 2001 年当時、多摩川の水質悪化で水道水をつくることができないままでいた玉川浄水場に勤務していたこともあり、職場の運動として、また、市民運動として、玉川浄水場を上水浄水場として復活させるべく取り組んでいました。「本来の東京都民の水道水源である多摩川を巨大都市化で汚染したままで改善することができずに取水を停止し、利根川・荒川水系に水源開発をしてその地域社会と自然を破壊する」という構造を私は容認することができなかつたのです。

「玉川浄水場が引き入れる原水の水質を水道水源としてふさわしい水質に改善する」、「多摩川を水道水源としてふさわしい川に取り戻す」このことは上流部を水道水源として、中・下流部は下水と雨水の排出路として位置付けられてしまった多摩川を徹底的に見直し、アユの多摩川を甦らせることを意味します。「甦れ、多摩川」が合い言葉でした。そんな夢を自分に課していた私にとって、多摩川水系河川整備計画策定は絶好のチャンスでした。

多摩川水系河川整備計画策定は関東地方整備局京浜河川事務所が担っていました。多摩川は流域住民による自然保護活動が昔から盛んなところでした。流域住民と京浜河川事務所は河川法改正を待たずして、多摩川の環境整備に協働作業を進めていました。ダム計画のない多摩川水系の河川整備上の課題は、河川の自然環境保護・都市活動の安らぎの場・洪水被害を起こしにくい河川整備・・・でした。これらの課題は河川管理者と流域住民・流域関係者との協働作業がなければ進めることができません。そういう背景があったから

こそ、河川管理者は流域住民・流域関係者との合意形成を心がけ、さまざまな協働作業を経ることで、多摩川水系河川整備計画を策定しました。

3. 合意形成の場

流域住民は多摩川流域市民フォーラムを結成し、独自の調査・意見交換会を行いました。京浜河川事務所と流域自治体は流域協議会を結成して行政間の連携を図ると共に、流域住民と多摩川を見て歩きました。流域関係者の合意形成の場として 1998 年に多摩川流域懇談会が設けられていました。多摩川にかかわる市民（多摩川流域市民フォーラム）、企業、学識経験者、流域自治体、河川管理者などが、多摩川の川づくりや流域環境について、継続的に情報や意見の交換を行いました。

4. その成果と不十分性

多摩川全体をエコミュージアムと位置付ける、整備目標流量を基本高水流量や計画高水流量よりも少ない戦後最大洪水 4,500 m³/秒とし堤防強化に力を入れる、流域市民との協働作業を重視する、水流実態を解明*1して泳げる川を目指そう、等は評価できる内容です。

一方で、多摩川中流域を水道水源としてふさわしい川にすることを目指す、という政策目標を盛り込ませることができませんでした。超過洪水対策として堤防強化はよいのですが、高規格堤防を外すことができなかったのも大きな反省点です。これら二つは今後の課題です。

これらの成果と不十分性を踏まえた上で、「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画」の取り消しと、利根川水系全体の河川整備計画策定を求めましょう。(今回策定されたのは広大な支流部分を含まない、本川のみを矮小化された計画でした)。

多摩川の時のように流域住民と協働していかないと、まともな河川整備計画はできないことを訴えましょう。「ウナギのメッカとしての利根川」、「コウノトリや朱鷺が飛び交う利根川」、そんな夢と希望のある利根川を目指す利根川水系河川整備計画を策定しようではありませんか。

*1 多摩川を流れる水の収支、汚染物質流入経路と流入量、流下に伴う自浄作用などを明らかにする取り組みです

文責 遠藤保男

知事たちへの要請

ハツ場ダムの工期延長、事業費増額(基本計画の変更)は必至の状況ですが、それには関係都県の同意が必要となります。この点を中心にあらためて、知事たちに質す働きかけをしました。東京都は面談拒否・回答拒否で、強硬な姿勢が際立っています。各会の報告をまとめました。

<東京>

ハツ場あしたの会東京支部が 4 月 26 日に猪瀬東京都知事に面談を求める手紙を提出した件で(前号参照)、5 月 13 日、知事本局より「知事からは面談の指示がなく所管で対応するようにとのことでした」との連絡があり、所管の都市整備局に問い合わせると、「東京都では、石原前知事の強い推進の意見があり、猪瀬知事もそれに続いている。手紙の答えは、ホームページなどでも都の方針を出しているの、特に回答はするつもりはありません」という返答だった。

<埼玉>

ハツ場ダムをストップさせる埼玉の会は、上田知事に対して問題提起し、5 月 29 日に土地水政策課と会った。「回答」は無内容だったが、1 時間 40 分にわたる意見交換の中で今後の運動に関するヒントもあった。工期延長に関しては「特別に事情ない限り認めぬ」と回答。

<千葉>

ハツ場ダムをストップさせる千葉の会は 5 月 15 日、県知事宛の要望書を提出し、県土整備部河川整備課、総合企画水政課と意見交換を行った。副知事との面談は調整つかず。5 月末の担当課からの回答は従来通り。

お知らせ

写真展「ハッ場ダムは今 吾妻渓谷は消えるのか？」



◆日時:2013年7月2日(火)~7日(日)
11:30~21:00 (日曜は午後6時終了)

◆会場:Space & Cafe ポレポレ坐
<http://za.polepoletimes.jp/map/JR>

東中野駅西口徒歩1分
東京都中野区東中野4-4-1 1階
TEL/03-3227-1405

トークイベント
7月7日(日) 16:00~17:00
森まゆみ(作家)
&
渡辺洋子(ハッ場あしたの会事務局)
ぜひ、いらしてください。

◆主催 ハッ場あしたの会ユースプロジェクト

各地の裁判日程 ★=傍聴しましょう

- ★茨城 7月12日(金) 午後4時00分 弁論期日 第825号法廷
- 埼玉 7月16日(火) 午後2時30分 進行協議
- ★栃木 7月17日(水) 午後1時30分~4時30分 弁論期日
102法廷(証人尋問・傍聴券配布)
- ★千葉 7月17日(水) 午後3時00分 弁論期日 424法廷(結審予定)
- ★群馬 9月2日(火) 午後2時00分 弁論期日 825号法廷(意見陳述)



緊急カンパのお願い

東京の会会員ならびに支援者の皆様

日頃より私たちの活動に対してご理解とご支援をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さてご承知の通り、東京高裁はさる3月29日、私たちの主張を全く無視した不当判決を下しました。私たちはそれに対し抗議するとともに直ちに上告し、最高裁において公正なる審理を求めて闘っていくことになりました。

一方で裁判費用がかさみ、財政的に厳しい状態になっております。弁護団には無償で活動していただいていることから、裁判諸経費は私たちが負担していく責務があると考えております。どうぞ皆様にはこの実情をご理解の上、緊急カンパにご協力くださいますようお願いする次第です。ちなみに東京の会の目標額は10万円です。

会費未納の方にはぜひこの機会に納入いただきますよう、またこれまで会費やカンパで支えて下さった方にも、心苦しいながら重ねてのご支援をお願いする次第です。この財政的ピンチを救っていただき、訴訟活動に支障を来さず、最後まで裁判を支えてくださいますようお願い申し上げます。

2013年7月1日

ハッ場ダムをストップさせる東京の会
会計担当 田中清子

■会費:1000円/年 振替:00120-8-629740 ハッ場ダムをストップさせる東京の会